

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/administration/general/regular_meeting/2024/files/announcement20240130_01/report_02_text.pdf

49 ページより

『都立学校の学校給食費無償化』の記載 (赤の下線部分)

社会的な自立を支援する学びのセーフティネットの充実

主な施策展開

都立学校における生徒の自立に向けた支援の充実


生徒が将来、社会的に自立できるようにするため、就労や福祉の専門的知識や技術を有するユースソーシャルワーカー等からなる「自立支援チーム」を都立学校に派遣し、就労や再就学に向けた支援を行います。

また、より専門性の高いユースソーシャルワーカー(主任)を配置するなど、特に困難な課題を抱える生徒に対する支援体制の充実・強化を図ります。

さらに、それらの生徒に対し、学習支援や居場所、交流機能の提供等を通じた、きめ細かな支援を行います。

給付型奨学金による支援

家庭の経済状況にかかわらず、都立学校の生徒が主体的に学校生活に取り組み、自らの未来を切り拓いていく力を伸長できるよう、学校行事や模擬試験、資格・検定試験等をはじめとした学校における教育活動に参加するために必要な経費を、現物給付による奨学金の形で支給します。



指 標

- ✓ 学校とのつながりが全くない児童・生徒の減少

コラム

高等学校授業料の実質無償化や学校給食費の負担軽減

都立高校・特別支援学校において、授業料に係る所得制限を撤廃し、授業料の実質無償化を実施します。

また、国が無償化を行うまでの間、緊急的に都立学校の保護者等が負担する食材費等の学校給食費について都が全額負担するとともに、区市町村が実施する学校給食費の負担軽減の取組を支援します。

都立高等学校(夜間定時制課程)も含みます。

生徒の喫食は公費になり、保護者の負担が軽減されます。

令和7年度以降は、情勢を鑑み、検討されます。